

関西大学支援策検討専門部会設置要綱

(設置)

第 1 条 都市再生緊急整備地域内の都市開発事業等に関する検討会議（以下「検討会議」という。）設置要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、関西大学支援策検討専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 都市再生緊急整備地域内の都市開発事業等に係る検討に関するもののうち、関西大学に対する支援策に関するもの。
- (2) その他前号に関連する事項に関するもの。

(組織)

第 3 条 部会は、別表 1 に掲げる者をもって組織する。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は市長公室所管助役を、副部会長は政策統括監をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第 4 条 部会長は、部会の事務を総括する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在のときはその職務を代理する。

(幹事会)

第 5 条 部会の所掌事務について整理させるため、部会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表 2 に掲げる者又は部会長が指名する職員をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、部会長が指名する幹事をもって充てる。

(説明等の聴取)

第 6 条 部会長が必要と認めるときは、部会の会議及び幹事会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 部会の庶務は、検討会議事務局の協力を得て、市長公室総合政策室において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 14 日から実施する。

別表1（第3条関係）部会

部会長	助役（市長公室所管）
副部会長	政策統括監
委員	技監
委員	市長公室長
委員	総務部長
委員	財務部長
委員	建設部長
委員	都市産業部長
委員	教育委員会管理部長

別表2（第5条関係）幹事会

市長公室	総合政策室長
市長公室	総合調整室長
総務部	総務室長
財務部	財務管理室長
建設部	参事兼建築課長
都市産業部	都市政策室長
都市産業部	開発指導室長
都市産業部	公園緑政室長
教育委員会	教育政策室長